

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年6月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500057号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500005号

第1 結論

平成2年4月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月から同年12月まで

ねんきん定期便により請求期間の国民年金保険料が未納期間となっていることが分かった。納付期限に遅れたことはあったが、納付書により勤務先近くの金融機関で納付していたので請求期間を納付期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は、9か月と短期間であり、請求期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされている上、請求者の請求期間以外の国民年金加入期間については、請求期間を除き全て納付済みであることから、請求者の国民年金保険料の納付意識は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：九州(受)第 1500024 号

厚生局事案番号：九州(国)第 1500006 号

第1 結論

昭和 58 年 4 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 30 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 58 年 4 月から昭和 60 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月頃、A 市 B 区 C 出張所から、国民年金に係る年金手帳及び国民年金保険料 2 年分を遡って払ってもらいたい旨の書面を受け取った。その後しばらくして、私の母が、同出張所の国民年金の窓口において、請求期間に係る国民年金保険料を一括で全額支払った。

平成 20 年 10 月頃に、ねんきん特別便を受け取った際に、請求期間の記録が消えていることを D 社会保険事務所(当時)に電話をしたところ、昭和 60 年 8 月に請求期間の国民年金保険料 14 万 4,000 円を遡って支払っている旨回答を得たが、送付されてきた平成 26 年 7 月 9 日付けの年金記録の資料では、その記録が消えたままになっている。

請求期間の国民年金の記録を納付済みと元のとおり訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を A 市 B 区 C 出張所の窓口で一括納付したとする昭和 60 年 4 月以降の時点で、請求期間の大部分は過年度保険料となること、A 市は、請求期間当時、当該 C 出張所の国民年金課の窓口において、過年度保険料を収納することはできなかった旨回答しており、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付したとする納付場所において、当該請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったことが推認できる。

また、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿により、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 8 月頃に職権適用により払い出されていることが確認できることから、当該手帳記号番号の払出時点においては、請求期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、時効により納付することができない。

さらに、請求者及び請求者の母親が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、請求者は、平成 20 年 10 月頃に D 社会保険事務所に電話し、同事務所の職員から昭和 60 年 8 月において請求期間に係る 24 か月分の国民年金保険料が一括納付されていると回答を得た旨陳述し、証拠として請求者自身が記載した当時のメモ書きを提出しているものの、日本年金機構 E ブロック本部 F 事務センターは、D 年金事務所には相談内容の記録は保管されていない旨回答しており、請求者の主張する事実について確認することができない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者及びその母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。